

「平成30年度に実施した仕事」の振り返りシート

記入日 平成 31 年 4 月 10 日

仕事の内容	母子及び父子福祉資金貸付事務		
担当部署・課長名	子育て支援部子育て支援課	課 ひとり親・女性相談 係	課長名 鈴木礼子

この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。		施策番号	2 - 4	-
【施策名】 児童福祉の推進		総合計画書 (ページ)	59	
予算名	款 3 民生費	項 2 児童福祉費	目 5 母子福祉費	事業 2 母子・父子福祉資金貸付事務事業
1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。 都内に6か月以上居住の貸付を必要とするひとり親家庭の母及び父で20歳未満の子を扶養している方	→	① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標) 市内在住の母子家庭及び父子家庭	
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 貸付を受けることにより、ひとり親家庭が経済的にやり繰り可能となる。また計画的な収支を行うことにより、より自立した生活を営むことができるようになる。	→	② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標) 貸付を利用し、償還している人の割合 償還件数/調定件数(延) 1,012件/4,293件	
	③ そのために何をしましたか。 1 貸付を必要とする方からの相談→面接予約 2 面接 3 申請 4 審査 5 承認・不承認 6 貸付 7 償還	→	③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標) 年間貸付、相談件数(貸付、償還) 貸付：新規0件、継続2件 相談件数：52件(貸付21件、償還31件)	

		単位	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度目標	平成32年度目標
2 指標の推移	対象指標	①の数値	世帯	不明	不明	不明	
	成果指標	②の数値	%	26	24	24	
	目 標	②の目標値	%	28	28	28	28
		目標値設定の考え方					
	活動指標	③の数値	件	146	111	52	

3 経費	事業費(実績)		円	113,294	106,108	149,838	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外) 年間単価は、8,244,000円 時間単価は、4,200円 で計算してください。 【算出根拠】平成29年度決算数値。(退職手当組合負担金、共済費も含む。)
	財源	一般財源	円	0	0	0	
		特定財源	円	113,294	106,108	149,838	
		(うち受益者負担)	円	0	0	0	
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	0.3	0.3	0.3	
		所要人数(再任用)	人	0.0	0.0	0.0	
		職員人件費(再任用以外)	円	2,480,100	2,475,900	2,473,200	
	職員人件費(再任用)	円	0	0	0		
事業費+人件費		円	2,593,394	2,582,008	2,623,038		

この仕事における市の裁量 市の裁量は小さい

4 環境変化	この仕事の開始時期(開始年度)、何を目的に開始していますか。 昭和28年母子福祉資金の貸付等に関する法の施行により東京都が開始。 母子家庭の母やその扶養する児童に対して経済的自立の助長及び生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉の増進に寄与することを目的とした。
	開始当初と比較し、状況の変化はありますか。 平成12年地方分権一括法により地方自治法が一部改正され、都事務処理特例により市が事務を行うことになったが、貸付相談に関しては平成18年度から市が行うこととなった。平成26年10月からは母子及び寡婦福祉法の改正により父子に対しても貸付を行うこととなった。

仕 事 の 内 容	母子及び父子福祉資金貸付事務		
担当部署・課長名	子育て支援部子育て支援課	課 ひとり親・女性相談 係	課長名 鈴木礼子

5 市 民 等 の 意 見	この仕事に関して、平成30年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について		
	学費の納期間際の相談があった。		

6 市 民 協 働	(1)市民協働の取組を行いましたか。ある場合は、取組手法の種類から番号を選択。（複数回答可）		
	取組みは無い	取組手法	【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換（広報媒体： ）⑦後援・場の提供 ⑧その他（ ）
	(2)平成31年度に向け、さらに適した協働の形態とするための「考え」又は「気付いた」点		

7 課 題	(1)「平成29年度に実施した仕事」の振り返りシート 「7 課題(2)」の内容		
	学費の貸付が、ただの借金として残り、子の将来の自立を阻むことのないよう生活課題を含めた総合相談を行っていく。		
	(2)(1)の課題解決に向けた取組や、事務改善など、平成30年度に実施したこと。 貸付相談にあたっては、給付型の奨学金等を含め類似制度を紹介し、また子の将来の自立を見据えた進路相談も併せて行った。 平成29年度から平成30年度にかけて、必要に応じて不納欠損処分の手続きをした。		
(3)(2)を踏まえた今後の課題			
貸付が、借受人の自立や生活の安定に結びつくか判断することが難しい。 連絡のつかない滞納者などどのように相談をすすめていくか。			

8 今 後 の 方 向 性	(1)仕事の方向性（「7 課題(3)」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など）			
	高等教育費用の無償化に向けた国の施策を注視し、相談者に必要な情報を収集し、提供できるよう努める。 学費の貸付が必要な母子には、適切な情報提供と早めの相談を行う。			
	(2)上記(1)の改革・改善案を実現するために、克服すべき問題点、必要な調整・準備等			
	学齢期の子を持つひとり親家庭の親には、早めの情報提供を行い、事前相談の重要性をアピールする。			
(3)改革・改善案による期待成果				
上記(1)の改革・改善案を実施することで、成果面と経費面で現状からどのように変わりますか。				
成果	成果を維持する。		経費	仕事の経費は維持する。